短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

（栃木県指定　第０９７０７００１４２号）

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇目　　次◇◆

１　事業者	･･･････	１Ｐ
２　事業所の概要	･･･････	１Ｐ
３　職員の配置状況	･･･････	２Ｐ
４　当事業者が提供する基準サービスについて	･･･････	３Ｐ
５　利用料金について	･･･････	４Ｐ
６　利用料金のお支払い方法	･･･････	５Ｐ
７　利用の中止、変更、追加	･･･････	５Ｐ
８　医療機関のご紹介について	･･･････	６Ｐ
９　サービス提供における事業者の義務について	･･･････	６Ｐ
１０　サービスの利用を止める場合（契約の終了）について	･･･････	６Ｐ
１１　ご契約者からの解約・契約解除の申し出について	･･･････	７Ｐ
１２　事業者からの契約解除の申し出について	･･･････	７Ｐ
１３　契約の終了に伴う援助について	･･･････	８Ｐ
１４　サービスの利用に関する留意事項	･･･････	８Ｐ
１５　損害賠償について	･･･････	８Ｐ
１６　個人情報の使用の同意について	･･･････	８Ｐ
１７　提供するサービスの第三者評価の実施状況について	･･･････	９Ｐ
１８　苦情の受付について	･･･････	９Ｐ
１９　緊急時の対応について	･･･････	１０Ｐ
２０　衛生管理等について	･･･････	１０Ｐ
２１　事故発生の防止及び発生時の対応について	･･･････	１０Ｐ
２２　虐待防止措置について	･･･････	１１Ｐ
２３　身体拘束防止について	･･･････	１１Ｐ
２４　業務継続計画の策定等について	･･･････	１１Ｐ
２５　ハラスメント対策の強化について	･･･････	１１Ｐ
重要事項説明書付属文書	･･･････	１４Ｐ

R8.8.1

１　事業者

（１）法　人　名　社会福祉法人　三光会
（２）法人所在地　栃木県日光市倉ヶ崎６０５番地７
（３）電 話 番 号　０２８８－２１－７０２０
（４）代 表 者 名　理事長　松田　圭助
（５）設立年月日　平成　９年　８月２０日

２　事業所の概要

（１）事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所　平成１２年４月１日指定

＊当事業所は特別養護老人ホーム誠心園に併設されています。

（２）事業所の目的

社会福祉法人三光会が開設する特別養護老人ホーム誠心園(以下「事業所」という。)における短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士 (栄養士)及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（３）事 業 所 の 名 称　　特別養護老人ホーム　誠心園
（４）事 業 所 の 所 在 地　　栃木県日光市倉ヶ崎６０５番地７
（５）電　　話　　番　　号　　０２８８－２１－７０２０
（６）管　　理　　者　　八木澤　智和
（７）当事業所の運営方針

事業所における指定短期入所生活介護の事業は、ご契約者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに要介護となることを予防するとともに、ご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（８）開　設　年　月　日　　平成１０年　６月　１日
（９）営業日及び営業時間

営 業 日→年中無休

受付時間→年中通して、２４時間対応

（１０）利　用　定　員　　１０人
（１１）通常の事業実施地域　日光市、塩谷町
（１２）居 室 等 の 概 要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は２人部屋、個室ですが４人部屋を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類		室　数	備　　考
居　室	個　　室	６室	
	２人部屋	２室	
食　　堂		３室	食堂は１階、２階です
機能訓練室		２室	２階
浴　　室		１室	一般浴槽、特殊浴槽、チェアー浴
医　務　室		１室	１階

①上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

②居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

③居室に関する特記事項

・全室トイレ、洗面所完備（車椅子専用のトイレは各階廊下中央に設置してあります）

・各ベッド脇に呼び出しボタン（ご用の際は押して下さい）

・廊下は車椅子がゆっくりすれ違えるスペースとなっています。

３　職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

職　　種	職　員　数	備　　考
施設長（管理者）	１名	兼務
医　師	１名	嘱託
生活相談員	１名	
介護職員	２０名以上	常勤換算
看護職員	４名以上	常勤換算
介護支援専門員	１名	兼務
機能訓練指導員	１名	
管理栄養士又は栄養士	１名	

①　各職種の職員数は厚生労働省令で定める基準より同等以上を配置しています。

②　常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週４０時間)で除した数です。

《主な職種の勤務体制》

職　　種	勤　務　体　制
医　　師	毎週　月・金曜日
介　護　職　員	早　　番　　７：００～１６：００ 日　　勤　　９：３０～１８：３０ 夜　　勤　１６：３０～翌９：３０
看　護　職　員	早　　番　　７：００～１６：００ 遅　　番　　８：４５～１７：４５

４　当事業者が提供する基準サービスについて

⑴　食　　事

・当施設では、管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、食事から四季が感じられるような献立をご用意するとともに、行事食・季節食・郷土食を通して利用者とのコミュニケーションを図ってまいります。

(食事時間)

朝　食：　７：３０～　　昼　食：　正　午～　　夕　食：１７：３０～

⑵　入　　浴

・入浴又は清拭をその都度行います。

・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。

・プライバシーに配慮します。

⑶　排　　泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・プライバシーに配慮します。

⑷　機能訓練

・機能訓練指導員、看護、介護職員によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復または、その減退を防止するための機能訓練を行います。

⑸　健康管理

・医師や看護職員が、定期的な健康診断のほか健康管理を行います。

⑹ 送迎サービス

・ご希望があれば送迎いたします。

・通常の事業実施地域外に居住する方の送迎費用は、別に定めるとおりといたします。

⑺ その他

・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

5　利用料金について

○　サービス利用料金日額（１日当たり）

介護度		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護報酬額日額		6,132 円	6,834 円	7,576 円	8,288 円	8,990 円
利用料金	１割負担	614 円	684 円	758 円	829 円	899 円
	２割負担	1,227 円	1,367 円	1,516 円	1,658 円	1,798 円
	３割負担	1,840 円	2,051 円	2,273 円	2,487 円	2,697 円

○　滞在費（１日当たり）

対象者		利用者負担区分	滞在費	
			多床室	個　室
生活保護受給者		第１段階	0 円	380 円
世帯全員が市町村民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第２段階	430 円	480 円
	利用者負担第３段階の方(課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方など	第３段階①	430 円	880 円
	利用者負担第3段階の方で課税年金収入が 120 万円の方など	第３段階②	530 円	980 円
上記以外の方		第４段階	915 円	1,231 円

○　食費（１日当たり）

対象者		利用者負担区分	食　費
生活保護受給者		第１段階	300 円
世帯全員が市町村民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第２段階	600 円
	利用者負担第3段階の方で課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方など	第３段階①	1,030 円
	利用者負担第3段階の方で課税年金収入が 120 万円超の方など	第３段階②	1,360 円
上記以外の方		第４段階	1,545 円

○　加算料金

加算名	介護報酬	自己負担額		
		1割	2割	3割
療養食加算	81円/1回	9円／1回	17円／1回	25円／1回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	61円／1日	7円／1日	13円／1日	19円／1日
看護体制加算（Ⅱ）	81円／1日	9円／1日	17円／1日	25円／1日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	132円／1日	14円／1日	27円／1日	40円／1日
送迎加算	1,871円／片道	188円／片道	375円／片道	562円／片道
介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）	所定単位数の１５．９％を加算			

(1) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(3) 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(4) 以下のサービスは、利用料金とは別にご契約者の負担となります。

① 日光市、塩谷町以外の地域からの送迎費用については、同地域を越えてから１ｋｍ当たり３０円の負担となります。

② ご契約者の希望によりレクリェーション、クラブ活動等に参加した場合の材料代等は実費を負担していただきます。

③ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
ただし、おむつ代は施設側の負担とします。

④ 医療的な物品等にかかる費用を負担していただきます。

⑤ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

6　利用料金のお支払い方法

利用料金は、利用期間ごとにその最終日に現金でお支払いいただくか、1ヶ月の利用料金合計額を事業者の指定する方法のいずれかでお支払いください。

7　利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスのご利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所へ申し出て下さい。

(2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不

慮等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の料金の１０％

(3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合もあります。他の利用可能日時を契約者に掲示して協議します。

(4) ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することが出来ます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8　医療機関のご紹介について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院紹介を受けることが出来ます（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院紹介を保障するものではありません。また下記医療機関での診療・入院紹介を義務づけるものでもありません)。

①協力医療機関

医療機関の名称	今市病院
所　在　地	日光市今市３８１　電話　０２８８－２２－２２００
診　療　科	内科・外科・整形外科・泌尿器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	柴田歯科クリニック
所　在　地	日光市今市２７１－１５　電話　０２８８－２１－０６０４

9　サービス提供における事業者の義務について

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり次のことを守ります。

① ご契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取・確認します。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を行います。

⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏洩しません（守秘義務)。

１０　サービスの利用を止める場合（契約の終了）について

契約の有効期間は、契約締結の３ヶ月間ですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約の終了の申し入れがない場合には、契約は更に３ヶ月間同じ条件で更新され以後も同様とします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① ご契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

１１　ご契約者からの解約・契約解除の申し出について

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する７日前までに解約届出書をご持参下さい。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することが出来ます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合
④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン)」が変更された場合
⑤ 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑥ 事業者もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑦ 事業者もしくは、サービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他継続をしがたい重大な事情が認められる場合
⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

１２　事業者からの契約解除の申し出について

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが２ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた勧告にも係らず、これが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用

者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

１３　契約の終了に伴う援助について

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

１４　サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)　持込の制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことが出来ません。

①　介護被保険者証

②　着替え（下着・靴下・上着・靴等）

＊持ち物には必ず記名願います。

③　服薬（利用期間分）

④　その他、施設側で依頼した物

(2)　施設・設備の使用上の注意

①　居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って下さい。

②　故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設・設備を壊したり、汚した場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③　ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に入り、必要な措置をとることが出来るものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④　当事業所内の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

⑤　施設内での喫煙は出来ません

１５　損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１６　個人情報の使用の同意について

特別養護老人ホーム誠心園及び介護サービス担当職員が、業務上知り得た契約者（契約者本人及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で関係者各位へ情報提供することに同意していただきます。

(1)　個人情報を提供する目的

・利用者の為の施設サービス計画に沿って円滑に介護サービス提供が出来るよう実施され

る介護サービス担当者会議。また介護サービス担当職員との連絡、情報交換等において必要な場合。

・利用者の容態が急変または、事故により怪我をした場合等、病院等において適切な治療を受ける場合。

(2) 個人情報の提供

・個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の方に漏れることのないよう細心の注意をはらいます。

《個人情報相談窓口担当者》 〈職　名〉　生活相談員　　〈氏　名〉

※　個人情報を提供した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。

１７　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所において提供するサービスの第三者評価の実施状況については、以下のとおりです

（１）　評価機関　平成 29 年 8 月 3 日～平成 29 年 12 月 19 日

（２）　第三者評価機関名　特定非営利活動法人　ライフサポート樂樂

（３）　第三者評価実施済証交付年月日　平成 30 年 2 月 20 日

（４）　評価結果の開示状況　栃木県福祉サービス第三者評価推進機構ホームページに評価結果を公表

１８　苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

《苦情受付担当者》 〈職　名〉　生活相談員　　〈氏　名〉 《受付時間》 毎日　８：３０～１７：３０

また、苦情受付ボックスをお知らコーナー、事務所脇に設置しています。

(2) 苦情受付第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

《苦情受付第三者委員》

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

日光市役所　健康福祉部 高齢福祉課	所 在 地　日光市今市本町１ 電　　話　２１－５１００ 受付時間　　午前８時３０分～１７時００分 毎週　月～金（年末年始を除く）

栃木県運営適正化委員会	所 在 地　住宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電　　話　０２８－６２２－２９４１ ＦＡＸ　０２８－６２１－５２９８ Ｅメール　asu.sw@dream.ocn.ne.jp 相談時間　月曜日～金曜日　午前９時～午後４時 （祝日・年末年始を除く）
栃木県 国民健康保険団体連合会	所 在 地　宇都宮市本町３-９ 電　　話　０２８－６２２－７２４２ 受付時間　　午前８時３０分～１７時３０分 毎週　月～金（年末年始を除く）
塩谷町 福祉課	所 在 地　塩谷郡塩谷町大字玉生９５５－３ 電　　話　０２８７－４７－５１７３ 受付時間　午前９時～午後５時（祝祭日除く） 毎週　月～金（年末年始を除く）

１９　緊急時の対応について

自然災害や火災及びご契約者の急変時など緊急時には、当施設の「自然災害対応マニュアル」や「消防計画」及び「緊急時対応マニュアル」等に従って迅速に対応します。

２０　衛生管理等について

（１）提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

（２）感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

２１　事故発生の防止及び発生時の対応について

（１）事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

① 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備します。

② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（２）利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（３）事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

（４）利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

２２　虐待防止措置について

（１）当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 虐待防止のための指針を整備します。

③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④ ①から③までの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

（２）サービス提供中に施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

２３　身体拘束防止について

（１）利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

ただし、利用者自身又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。

（２）身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

２４　業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護事業サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２５　ハラスメント対策の強化について

（１）本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景にした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

（２）お客様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセ

クシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

① 身体暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

② セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム誠心園
説明者職名　　生活相談員　　氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意し受領致しました。

令和　　年　　月　　日

利用者住所　　氏　名　　印

代理人住所　　氏　名　　印
利用者との関係（　　）

＜重要事項説明書付属文書＞

1　事業所の概要

（1）建物の構造　鉄筋コンクリート造陸屋根１部カラー鋼板横葺２階建

（2）建物の延べ面積　２．９００㎡

（3）事業所の周辺環境

日光連山を一望でき、建物は東向きに建てられているので、朝日が最も早く差し込む。周辺は水田が広がり、また原野に囲まれ、湧水が豊富に流れ、花と緑に囲まれた自然豊かな所にある施設です。国道よりは、かなり離れているので静かでもあります。

2　職員の職種

生 活 相 談 員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員…ご契約者の日常生活上及び身体状況に合わせ、ケアプランの立案を行います。

医　　師 …ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

介 護 職 員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看 護 職 員 …主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の日常的な機能訓練を行います。

3　契約締結からサービス提供までの流れ

(1)　ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。

↓

② 担当者は、短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合は、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

↓

④ 短期入所生活介護計画が変更された場合は、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2)　ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

○短期入所生活介護計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます（償還払い契約書第９条－第１項参照）

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○作成された介護予防サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者に提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付対象額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。

○短期入所生活介護計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます

↓

要介護と認定された場合

↓

○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立又は要支援と判断された場合

↓

○契約は終了します。

○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。